東京農工大学工学研究院・工学府・工学部総務委員会規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （組織） 第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(11)　(略) (12)　小金井地区事務部事務長 (13)～(15)　(略) ２　(略)	本則 （組織） 第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(11)　(略) (12)　小金井地区事務部事務部長 (13)～(15)　(略) ２　(略)	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。